

篠栗町の職員給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

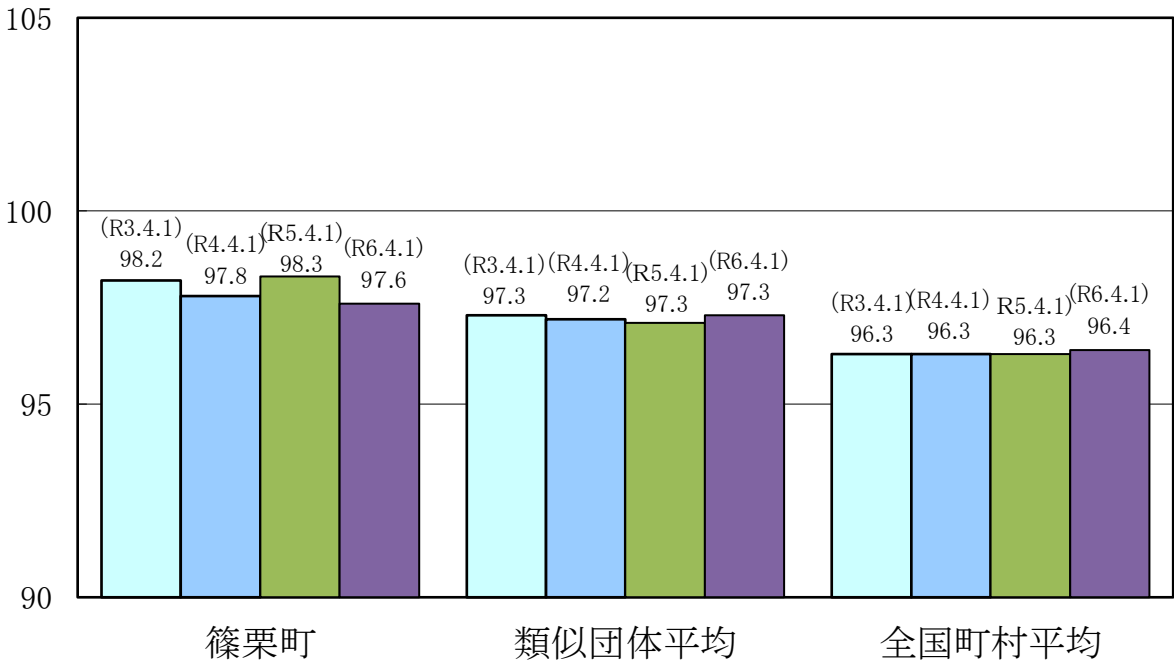
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 31,191	千円 11,408,217	千円 338,552	千円 1,502,129	% 13.2%	% 12.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 160	千円 536,185	千円 122,626	千円 230,901	千円 889,712	千円 5,561	千円 5,777

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給						
区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
6年度	— 円	— 円	— 円	— %	—	2.76%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）						（参考） 国の改定率
区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 （改定月数）		
6年度	一 月	一 月	一 月	一 月	4.60月	4.60月

（注） 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し	
〔 <u>実施</u> 未実施〕	
実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））	
(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日	
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。	
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。	

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準3％に対し、篠栗町においては6％を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日から実施。段階的に支給割合を引上げることとし、令和6年4月1日時点は6％を支給。

(参考)

	平成26 年度 の支給 割合	平成27年度 の支給割合		平成28 年度 の支給 割合	平成29 年度 の支給 割合	平成30 年度 の支給 割合	平成31 年度 の支給 割合	令和2 年度 の支給 割合	令和3 年度 の支給 割合	令和4 年度 の支給 割合	令和5 年度 の支給 割合	令和6 年度 の支給 割合
		4月1日 時点	遡及改 定後									
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
篠栗町の支給割合	0%	4%		5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容
管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

①一般行政職				
区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
篠栗町	39.1 歳	293,500 円	364,100 円	343,728 円
福岡県	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.3 歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		篠栗町	福岡県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（6年4月1日現在）

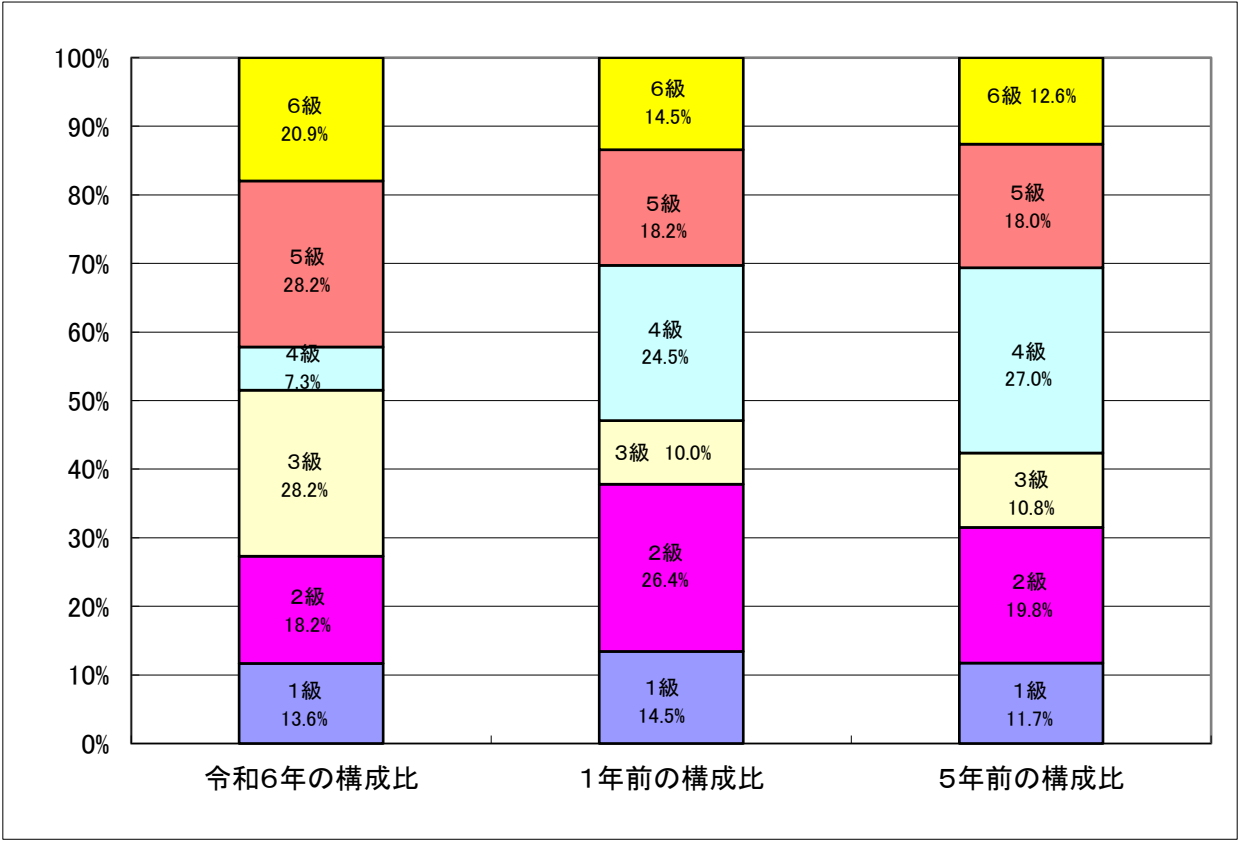
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	262,300 円	348,400 円	378,600 円	400,700 円
	高 校 卒	232,400 円	318,700 円	354,200 円	372,600 円

3 一般行政職の級別職員数などの状況

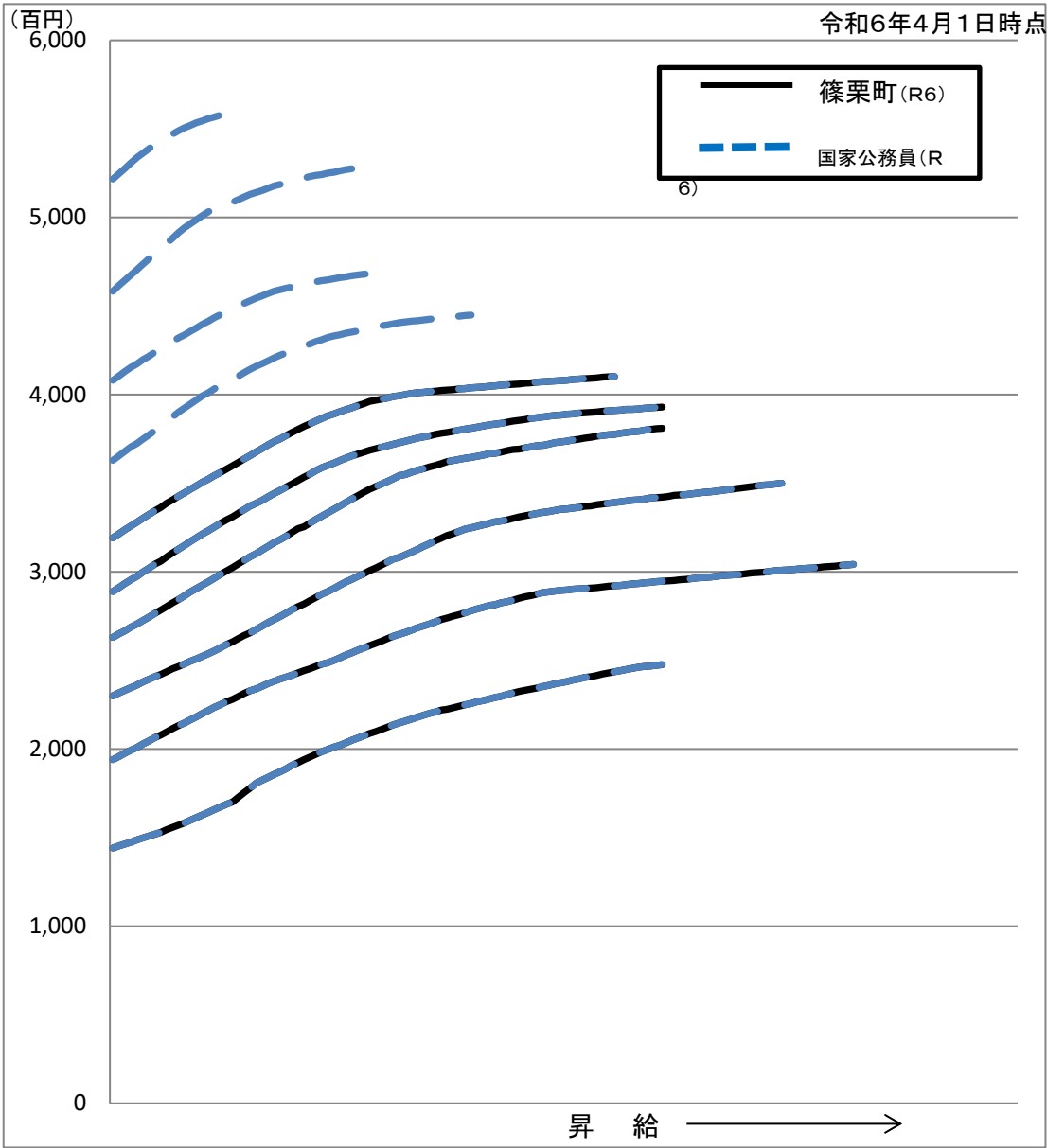
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長、園長、館長又は議会事務局長の職務	15 人	13.6%	323,100 円	411,300 円
5 級	参事、課長補佐、副館長又は次長の職務	20 人	18.2%	295,400 円	394,000 円
4 級	参事補佐、係長又は主任主査の職務	31 人	28.2%	271,600 円	382,000 円
3 級	主査の職務	8 人	7.3%	240,900 円	351,000 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	31 人	28.2%	208,000 円	305,200 円
1 級	主事の職務	23 人	20.9%	162,100 円	249,400 円

- (注) 1 篠栗町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（篠栗町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

篠 栗 町	福 岡 県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,478 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,637 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（篠栗町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

篠 栗 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.670 月分	24.587 月分	勤続20年	19.670 月分	24.587 月分
勤続25年	28.040 月分	33.271 月分	勤続25年	28.040 月分	33.271 月分
勤続35年	39.758 月分	47.709 月分	勤続35年	39.758 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	117 千円	21,150 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)		30,005 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		225,602 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
6級地	6 %	133 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

制度なし(19年度から全部廃止)

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 （ 5 年 度 決 算 ）	27,166 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 （ 5 年 度 決 算 ）	283 千円
支 給 実 績 （ 4 年 度 決 算 ）	31,678 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 （ 4 年 度 決 算 ）	473 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であって、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円 扶養親族(父母、兄弟、孫)1人につき 6,500円 特定期間加算(16歳～22歳) 1人につ き5, 000円	同	なし	11,934 千円	265,200 円
住居手当	借家居住者には28,000円 を限度額として支給	同	なし	13,088 千円	319,200 円
通勤手当	交通機関など利用者は55,000円を限度 として、運賃など相当額を支給 自動車など利用者は通勤距離 (片道2km以上)に応じて、最高31,600 円	同	なし	7,582 千円	97,200 円
管理職手当	課長13%、参事11%、 課長補佐10%	異	管理職の範囲お よび率の相違	19,714 千円	532,800 円
休日勤務手当	100分の135	同		時間外勤務手当に含む	

5 特別職の報酬などの状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	な ど
給 料			(参考)類似団体における最高／最低額	
	町 長	834,000 円	920,000 円	592,000 円
		(- 円)		
	副 町 長	674,000 円	760,000 円	532,000 円
		(- 円)		
報 酬	教 育 長	628,000 円	705,000 円	481,000 円
		(- 円)		
	議 長	379,000 円	499,000 円	252,000 円
		(- 円)		
	副 議 長	310,000 円	430,000 円	202,000 円
期 末 手 当		(- 円)		
	議 員	289,000 円	400,000 円	174,000 円
		(- 円)		
	町 長	(5年度支給割合)		
	副 町 長	3.40	月分	
退 職 手 当	教 育 長	(5年度支給割合)		
		3.30	月分	
	議 長	(算定方式)		
		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	給料月額×510/100×勤続年数	17,013,600 円	その任期ごとに支給する
備 考	教 育 長	給料月額×300/100×勤続年数	8,088,000 円	その任期ごとに支給する
		給料月額×252/100×勤続年数	6,330,240 円	その任期ごとに支給する

（注）1 給料および報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

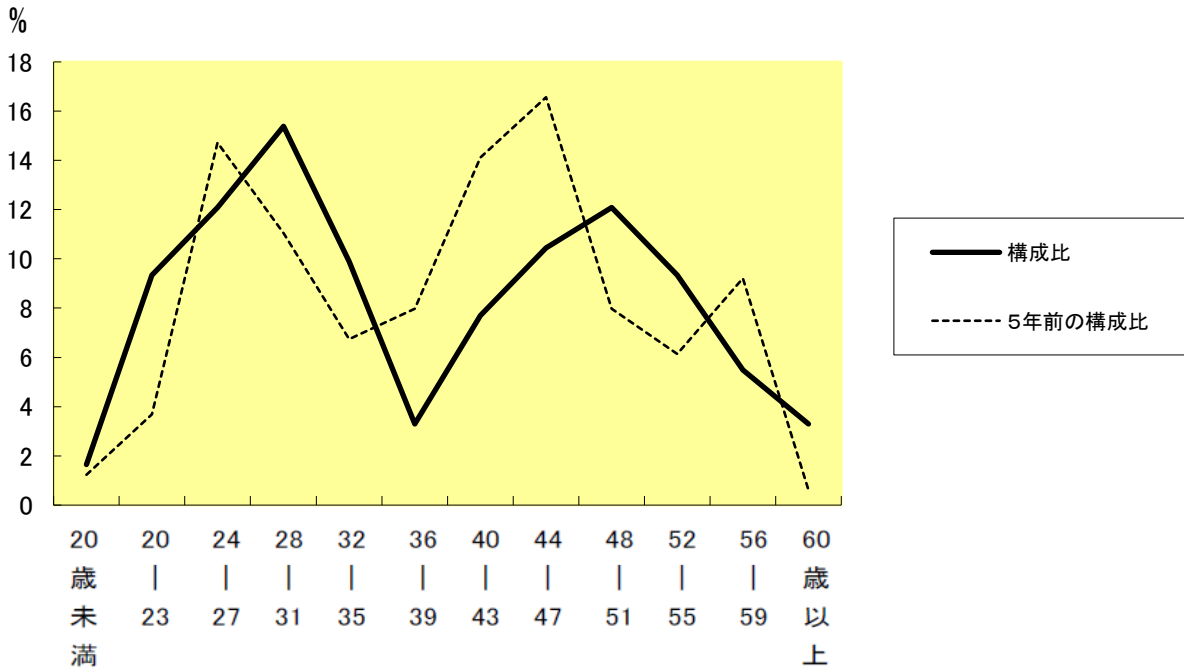
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	人事異動によるもの 人事異動によるもの
		総 務	47	50	3	
		税 務	18	18	0	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	6	6	0	人事異動によるもの 人事異動によるもの 人事異動によるもの
		商 工	5	4	-1	
		土 木	9	12	3	
		民 生	22	23	1	
		衛 生	20	21	1	
	計	130	137	7	<参考> 37.92 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 - 人)	
教育部門	25	25	0			
消防部門	0	0	0			
小 計	155	162	7	<参考> 46.2 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 - 人)		
公営企業等 会計部門	水 道	5	5	0	人事異動によるもの	
	下水道	3	4	1		
	その他	12	12	0		
	小 計	20	21	1		
合 計			175 [180]	183 [200]	8 [20]	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.58 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	3人	17人	22人	28人	18人	6人	14人	19人	22人	17人	10人	6人	182人

(3)職員数の推移

(単位：人・％)

区 分 部 門	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	113	113	115	119	130	137	24 (121.2%)
教 育	28	26	26	26	25	25	-3 (89.3%)
消 防	0	0	0	0	0	0	0 (—)
普 通 会 計 計	141	139	141	145	155	162	21 (114.9%)
公 営 企 業 会 計 計	22	20	20	21	20	21	-1 (95.5%)
総合計	163	159	161	166	175	183	20 (112.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益または実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 1,269,898	千円 169,766	千円 49,598	% 3.91%	% 3.72

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 9	千円 31,493	千円 5,396	千円 12,709	千円 49,598	千円 5,511	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数については、5年4月1日現在の人数である
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び
定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額および平均年齢の状況（6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
篠 栗 町	44.0 歳	314,963 円	482,602 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上下水道事業	篠栗町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(5年度) 1,412 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,478 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

上下水道事業			一般行政職			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.670 月分	24.587 月分	同 左			
勤続25年	28.040 月分	33.271 月分				
勤続35年	39.758 月分	47.709 月分				
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分				
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)					
1人当たり平均支給額	該当者なし	該当者なし	1人当たり平均支給額	117 千円	21,150 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)			1,983 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			220,333 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)	
6級地	6 %	9 人	6 %	

エ 特殊勤務手当

制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	431 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	48 千円
支給実績(4年度決算)	426 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	47 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容および支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円 扶養親族(父母、兄弟、孫)1人につき 6,500円 特定期間加算(16歳～22歳) 1人につ き5, 000円	同	なし	540 千円	540,000 円
住居手当	借家居住者には28,000円 を限度額として支給	同	なし	914 千円	304,667 円
通勤手当	交通機関など利用者は55,000円を限度 として、運賃など相当額を支給 自動車など利用者は通勤距離 (片道2km以上)に応じて、最高31,600 円	同	なし	396 千円	99,000 円
管理職手当	課長13%、参事11%、 課長補佐10%	同	なし	1,094 千円	547,000 円
休日勤務手当	100分の135	同	なし	時間外勤務手当に含む	